

公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター
臨床試験審査委員会における会議資料取り扱い手順書 改正新旧対照表 (2020年7月1日)

	旧	新
制定日	制定 2018年7月19日	制定 2018年7月19日 最新改正 2020年7月1日
第5条第1項 第4号	IRBの外部委員を除いたDocuWorks用タブレットPCの使用者は、原則としてDocuWorks用タブレットPCを院外に持ち出してはならない。	IRBの外部委員を除いたDocuWorks用タブレットPCの使用者は、原則としてDocuWorks用タブレットPCを院外に持ち出してはならない。 <u>ただし、附属病院IRB要綱第6条第20項又はセンター病院IRB要綱第6条第20項に従って、テレビ会議システム等によりIRB審査に参加する場合を除く。</u>
第9条第4項	全てのIRB委員及び関係者は、IRBが開催される会議室を退室する際に、DocuWorks用タブレットPCを席上に置いて退室する。	全てのIRB委員及び関係者は、IRBが開催される会議室を退室する際に、DocuWorks用タブレットPCを席上に置いて退室する。 <u>ただし、附属病院IRB要綱第6条第20項又はセンター病院IRB要綱第6条第20項に従って、テレビ会議システム等によりIRB審査に参加した場合は、会議の終了後速やかに返却用ケースへDocuWorks用タブレットPCを収納し、IRB事務局員の指示に従って返却する。なお、紙媒体のIRB資料が配布されていた場合は、DocuWorks用タブレットPCと同様にIRB事務局員の指示に従って全て返却しなければならない。</u>
附則	(一)	<u>附則</u> <u>1 本手順書は、2020年7月1日から施行する。</u> <u>2 公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター臨床試験審査委員会における会議資料取り扱い手順書(2018年7月19日制定)は廃止する。</u>

以上